

第三十四回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十五号

昭和三十五年三月十一日(金曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君

理事 高橋 貞一君 理事 高橋 等君

理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君

理事 石山 權作君

生田 宏一君 今松 治郎君

内海 安吉君 始関 伊平君

谷川 和穂君 富田 健治君

中川 俊思君 保科善四郎君

八木 徹雄君 飛鳥田一雄君

杉山元治郎君 中原 健次君

受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君

國務大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

總理府事務官 原田 久君

(科学技術庁長官官房長)

總理府事務官 久田 太郎君

(科学技術庁計画局長)

法務事務官 渡部 善信君

(矯正局長)

外務事務次官 小林 絹治君

外務事務官 内田 藤雄君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

三月十日

委員中村時雄君辞任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十一日

委員山口好一君及び杉山元治郎君辞

任につき、その補欠として八木徹雄

君及び勝間田清一君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員八木徹雄君辞任につき、その補

欠として山口好一君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十日

建設省定員外職員の定員化に関する

請願外一件(小松信太郎君紹介)(第

九二三号)

同外三件(愛知揆一君紹介)(第九七

〇号)

同(押谷富三君紹介)(第九七一

号)

同外五件(鍛冶良作君紹介)(第九七

二二号)

同(吉川久衛君紹介)(第九七三

号)

同外一件(坂田英一君紹介)(第九七

四号)

同(高橋英吉君紹介)(第九七五

号)

同外二十一(濱田幸雄君紹介)(第

九七六号)

同(林謙雄君紹介)(第九七七

号)

同(村瀬宣親君紹介)(第九七八

号)

同(八木徹雄君紹介)(第九七九

号)

同(山手擁男君紹介)(第九八〇

号)

同(小林絹治君紹介)(第一〇五三

号)

同(大原亨君紹介)(第一〇六一

同(河上丈太郎君紹介)(第一〇六五

号)

同(栗原俊夫君紹介)(第一〇六六

号)

同外九件(佐野憲治君紹介)(第一〇

六七号)

同(東海林稔君紹介)(第一〇六八

号)

同(中原健次君紹介)(第一〇六九

号)

同外一件(西村力弥君紹介)(第一〇

七〇号)

同外六件(原茂君紹介)(第一〇七一

号)

同(堀昌雄君紹介)(第一〇七二

号)

同外二件(松平忠久君紹介)(第一〇

七三

号)

同外六件(三鍋義三君紹介)(第一〇

七四

号)

同外九件(森本靖君紹介)(第一〇七

五

号)

同外三件(八百板正君紹介)(第一〇

七六

号)

同(山崎始男君紹介)(第一〇七七

号)

同(山崎始男君紹介)(第一〇七七

号)

同(高瀬傳君紹介)(第九九〇

号)

同(小平久雄君紹介)(第九五六

号)

同(高瀬傳君紹介)(第九五七

号)

同外八件(額綱彌三君紹介)(第九五

九

号)

同(渡海元三郎君紹介)(第九六〇

号)

同(濱田幸雄君紹介)(第九六一

号)

同(松永東君紹介)(第九六二

号)

同外二百二十九件(額綱彌三君紹介)

(第一一三二

号)

靖国神社の国家護持に関する請願

(江崎眞澄君紹介)(第九三四

号)

同(小林鑄君紹介)(第九三五

号)

同外二件(竹下登君紹介)(第九三

六

号)

同(毛利松平君紹介)(第九六四

号)

同(大坪保雄君紹介)(第一〇五〇

号)

同外一件(鍛冶良作君紹介)(第一〇

五一

号)

同外一件(山下春江君紹介)(第一〇

五二

号)

同(長谷川四郎君紹介)(第一〇六〇

号)

同(内藤隆君紹介)(第一一三三

号)

同(福島県川内村の寒冷地手当増額に關

する請願(齋藤邦吉君紹介)(第九三

七

号)

同(高瀬傳君紹介)(第九四一

号)

同(野原正勝君紹介)(第九四二

号)

同(北澤直吉君紹介)(第九四五

号)

同(小平久雄君紹介)(第九五六

号)

同(細田義安君紹介)(第九六七

号)

同(田中伊三次君紹介)(第一〇五

九

号)

同(阿部五郎君紹介)(第一〇七八

号)

同(赤松勇君紹介)(第一〇七九

号)

同(秋山利恭君紹介)(第一〇八〇

号)

同(飛鳥田一雄君紹介)(第一〇八

一

号)

同(石川次夫君紹介)(第一〇八二

号)

同(石野久男君紹介)(第一〇八三

号)

同(岡良一君紹介)(第一〇八四

号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一〇八

五

号)

同(神近市子君紹介)(第一〇八六

号)

同(河上丈太郎君紹介)(第一〇八

七

号)

同(小林進君紹介)(第一〇八八

号)

同(島上善五郎君紹介)(第一〇八九

号)

同(戸叶里子君紹介)(第一〇九〇

号)

同(原彪君紹介)(第一〇九一

号)

同外一件(正木清君紹介)(第一〇

九

二

号)

同(森島守人君紹介)(第一〇九三

号)

同(山花秀雄君紹介)(第一〇九四

号)

同(相川勝六君紹介)(第一〇九

八

号)

同(赤澤正道君紹介)(第一〇九

九

号)

同(秋山利恭君紹介)(第一〇

四

〇

号)

同(淺香忠雄君紹介)(第一〇

四

一

号)

第一類第一号

内閣委員會議録第十五号

昭和三十五年三月十一日

- 同(天野光晴君紹介)(第一一四二号)
- 同(井原岸高君紹介)(第一一四三号)
- 同(今井耕君紹介)(第一一四四号)
- 同(今松治郎君紹介)(第一一四五号)
- 同(植木庚子郎君紹介)(第一一四六号)
- 同(臼井莊一君紹介)(第一一四七号)
- 同(鍛冶良作君紹介)(第一一四八号)
- 同(金丸信君紹介)(第一一四九号)
- 同(黒金泰美君紹介)(第一一五〇号)
- 同(始関伊平君紹介)(第一一五一号)
- 同(關谷勝利君紹介)(第一一五二号)
- 同(高橋英吉君紹介)(第一一五三号)
- 同(高橋清一郎君紹介)(第一一五四号)
- 同(武知勇記君紹介)(第一一五五号)
- 同(千葉三郎君紹介)(第一一五六号)
- 同(津島文治君紹介)(第一一五七号)
- 同(辻寛一君紹介)(第一一五八号)
- 同(徳安實藏君紹介)(第一一五九号)
- 同(富田健治君紹介)(第一一六〇号)
- 同(永山忠則君紹介)(第一一六一号)
- 同(八田貞義君紹介)(第一一六二号)
- 同(濱田幸雄君紹介)(第一一六三号)
- 同(服部安司君紹介)(第一一六四号)
- 同(福家俊一君紹介)(第一一六五号)
- 同(保利茂君紹介)(第一一六六号)
- 同(松岡嘉兵衛君紹介)(第一一六七号)
- 同(森下國雄君紹介)(第一一六八号)
- 同(八木徹雄君紹介)(第一一六九号)
- 同(山口好一君紹介)(第一一七〇号)
- 金鶏勲章年金及び賜金復活に関する請願(細田義安君紹介)(第九五五号)
- 建設省地理調査所定員外職員(定員化)に関する請願(新井京太郎君紹介)(第九八一号)
- 同(遠藤三郎君紹介)(第九八二号)
- 同(小川豊明君紹介)(第一〇九六号)

- 同(神近市子君紹介)(第一〇九七号)
- 同(加藤勤十君紹介)(第一〇九八号)
- 同(吉川兼光君紹介)(第一〇九九号)
- 同(久保田豊君紹介)(第一一〇〇号)
- 同(河野密君紹介)(第一一〇一号)
- 同(佐藤觀次郎君紹介)(第一一〇二号)
- 同(中島巖君紹介)(第一一〇三号)
- 同(長谷川保君紹介)(第一一〇四号)
- 同(帆足計君紹介)(第一一〇五号)
- 建設省、北海道開発局及び運輸省港湾建設局定員外職員(定員化)に関する請願外二件(鹿野彦吉君紹介)(第九八三号)
- 同(鍛冶良作君紹介)(第一〇五四号)
- 同外二件(阿部五郎君紹介)(第一〇九五号)
- としよりの日を国民の祝日に制定の請願外九件(中山マサ君紹介)(第九八四号)
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関する請願(嶋田宗一君紹介)(第九八五号)
- 同(高石幸三郎君紹介)(第一〇五五号)
- 同外一件(山口六郎次君紹介)(第一一三一号)
- 山形県赤湯町及び和郷村の寒冷地手当増額等に関する請願(西村力弥君紹介)(第一一〇六号)
- 山形県西置賜郡地区の寒冷地手当増額等に関する請願(西村力弥君紹介)(第一一〇七号)
- 紀元節復活に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第一一二八号)
- は本委員会に付託された。

本日(の)の會議に付した案件

○福田委員長 これより會議を開きます。

○石山委員 この前中曾根長官からいろいろの説明を聞いて、非常に文化的な方向に進んでいるというようなことを承っていてさか安心をしておりますけれども、最近の空の科学というものは、すぐ何か兵器と戦争に脈々とした連絡があるというふうな実績があるわけですから。特に私の前長官にも要望を申し上げたように、日本の國は、いわゆる経済的にも生活的にも非常に民度が低い。その中はずっとおらかな空を見ていようという問題は、ある意味では非常にいいわけでありまして、非常に不満を持っているわけでは、そういうお金があればというふうな考え方をもちます。現在科学技術庁でおやりになろうとする問題に、何かこれに對して秘密事項にわたるようなことも研究なさっているかどうか、そういう点、一つお聞きしたい。

○中曾根國務大臣 秘密事項にわたるようなことは絶対いたしておりません。

○石山委員 將來ともそういうふうな傾向はないというふうな見解でしょうか。

○中曾根國務大臣 その通りでございます。

○石山委員 たとえば今度開発される中に、通信関係あるいは気象でもいいと思ひますが、アメリカと一緒にやる分野はどういうものがありますか。

○中曾根國務大臣 気象観測のロケットの研究にいたしても、あるいは宇宙探査のロケットの開発にいたしても、すべてこれは平和利用を目的としておるのであります。軍事的な秘密とかあるいはそのほかの秘密というものは一切ございません。ただかりに商社間でやるという場合はパテントの問題がございますが、こういう問題は一般の國際通念による商業上の問題で、われわれとしてはこれは是認しなくてはならぬと思ひますが、少なくとも國家意思でこれを秘密にして國民の目の前に隠しておくというようなことは絶対にありません。

○石山委員 たとえば電波の問題、気象の問題にしましても、シベリア風といふものがだいたい影響力があるわけですから。ゴビ砂漠の場合なんか、あそこが砂が吹くところまでくるのじやないかというふうなことを心配している日本人も相当いるというふうなことがいふ気象状況、私の申し上げたい点は、アメリカとはかなりによく連携あるいは共同研究というふうな面も私出してくると思ひます。これはやりやすいわけですね。しかしそれは南の方の関係です。いわゆる季節風、こういうふうな場合は、アメリカの協力は非常にありがたいことだと思ふのだが、一方北、シベリア風、いわゆるゴビ砂漠からくる問題、こういうものの気象、電

磁層の関係は、協力を得られるのかどうか、得ようとして努力をせられるのかどうかということをお聞きしたい。

○中曾根國務大臣 特に気象のような業務は、地球上全部をおおうような國際的協力のあることが好ましいのであります。現に気象上のそういう國際協定もございまして、お互いに情報交換し合うということになって現に実施しております。日本の天候の解明の上については、偏西風、つまりシベリアや蒙古の方からくる風の究明ということが非常に重要でありまして、その方面につきましてもあとう限り協力をして参りたいというふうに考えております。

○石山委員 これはそういう点では外交関係だろと思うのですけれども、ただ希望条件だけでは、今のような日本の場合は進まないと思ふのです。たとえば地磁気の問題等を考えてみても、そこが欠けておればやはり研究が不可能だ。ちよっとしたところが欠けていても、ここからここまでわかればこの中はわかるといふことは当然あると思ひますが、この中のことがわかつたらなおさら万全だといふことは、科学上当然想定されるわけですから。これは外交上の、あるいはいわゆる軍関係、兵器関係の問題でかなり困難があるかもしれせん。しかしあなただの目ざしておられるのはいわゆる科学上の問題です。学問上の問題だといふことであれば押している点が多分にあるのではないかと思ふのですが、實際上の問題としては、ソ連との関係はどういう工合になっておるのですか。

○中曾根國務大臣 気象等につきましてもWMO、つまり國際氣象機構というのがあります。ソ連もたしか入っ

やに低姿勢ではございませぬか。日本
の場合は海運こそ貿易・為替の自
由化によって熾烈な経済戦が行なわれ
れば、当然われわれの貿易というも
のが減るので。昔のわれわれの経済
を見てみると、海運によって喉じり
黒になっておったのですけれども、今
度の場合はその経済のところを見の
がして努めて低姿勢だというのは、経
済的に見ればちっとも政治力は働かぬ
ということになるじゃないですか。

○中曾根國務大臣 コールダーホル
の輸入がそこであつたとは思ひ
ません。やはり慎重審議いたしまし
て、日本の現在の情勢から見れば適切
であつたと思ひます。

海運につきましては、原子力商船と
いうものがまだ採算ベースに合わない
のです。わずかにアメリカで相当な金
をかけて、原価は普通の船の三倍くら
いの金をかけて実はやつておるのであ
りまして、アメリカは潜水艦をやつて
いるものだから、商船の方にもすぐ適
用できたわけでありませぬ。しかし日本
は原子力潜水艦なんかを作る力も意思
もありません。従つてやはり商業採算
ベースに合うということが非常に大事
でありまして、コールダーホルの場
合は大体商業採算ベースに合う、そう
いう見当もつき、そういう計算も出ま
したからやつたのでありますが、船は
まだそこまでいっておりませぬ。従つ
て政治力が働かぬ余地がないのであり
ます。

○石山委員 せんだつてあなたに日本
の原子力兵器ができるかといつたら、
できないとあなたは答へになりました
。それは地方新聞に出ておりました
よ。ですからあなたにしゃべることは

影響がある。今商業ベースとあなたは
おっしゃつたのですよ。これはちゃん
と守つていただきたいと思つたのです。
そうでない科学といふことで、今
度の予算もその通りなんです。あなた
は少し取り過ぎたと思ひます。あなた
は科学といふ名前に事かきりて実力以
上に取り過ぎたといふふうには私に見て
いる。おそろく使ひ方は複雑になるの
じゃないかと心配して居るのです。お
金がたくさんあるから、模型品なんか
じゃんじゃん作つてしまつて、こわし
てしまつてというようなことになりか
ねはしないか、こういう心配を持つて
いるわけなんです。海運の場合は低姿
勢で、商業ベースに合うまで基礎を築
かれる、こういうのは私も大へんいい
ことだと思つておられます。ただあなた
たちになりまして、潜水艦の方でも一
つ利用してみようかといふふうなこと
になりかねない。これは今言われたよ
うにいよいよ商業ベースからすれば三
倍も四倍もかかつて、採算のとれない
コストになるわけですから、そういう
ところまであなたの方で研究なさるま
いと思ひますが、海の底に沈むいわゆ
る原子力の利用といふふうなことをお
考えになつて居るわけですか。

○中曾根國務大臣 自民党は日本を近
代国家にするために非常に科学技術政
策を重要視してくれまして、そのため
に進歩的政策をとつてくれたのであり
ますが、それでもまだ外国から比べる
と足りないと思ひます。第一、科
学技術者の待遇ですらも外国から比べ
れば非常に悪いのでございまして、大
学の教授の給与だけでも、われわれは
もつとよけい取らなくちゃいかぬと
思つておるのであります。従ひまして

この程度の子算で絶対満足して居るも
のでありません。
潜水艦につきましては、日本は原子
力関係の兵器は持たないといふことを
ちゃんと内閣もきめておられますし、ま
た実際実力自体がそんなことはありま
せんので、かりに万一やろうといつて
もやれるものではありませぬ。いわん
や内閣がそういう方針を持つておるの
でありますから、原子力潜水艦とか原
子力商船といふものを作る段階ではま
だ絶対ないのではありません。

○飛鳥田委員 ちよつと関連して。関
連と言へるかどうかわからないのです
が、この際教えておいていただきたい
と思つたのです。科学技術庁の所管し
ておられる範囲内、日本以外のアジア
の地域で、原爆の爆発実験あるいは地
下爆発実験などいふものが行なわれ
た場合に、これを探知する実力を今
持つておられますかどうか、そしてま
たそういうことをやつていらつしやるか
どうか、これを伺いたいと思つたので
す。

○中曾根國務大臣 地下爆発実験を探
知する力は、まだ非常にむずかしい
段階にあるのではないと思ひます。
しかし空中でやつた場合には、微気圧
計の振動とか、あるいはその後降つて
くる雨の放射能のアカウントとか、そ
ういふことである程度推定は可能だろ
うと思ひます。

○石山委員 そういふことは、一々あ
なたの方に御報告が参りますか。

○中曾根國務大臣 原子力局でそれは
常に注意しておられて、気象庁その
他とも連絡して参ります。

○飛鳥田委員 第二に、これはこの前
ちよつと私があなたにお伺ひした点な
のですが、例の東海村のコールダー

ホール型の設置と、それからそれに関
連して水戸の対地爆撃訓練場、この問
題が出たわけですが、その後あなたの
御努力である程度の御処理はついたよ
うですが、この際行政協定も改められ
る時期で、全面的に基地を検討し
なければならぬ段階にきておるわけ
です。そういう点から、一つあなたの
方から、この水戸の東海村に隣接する
対地爆撃訓練場、さらにはこれに隣接
しておる中部本州といふか、公海
上の空中戦区域、それに付随してアメ
リカが使つておると称する東海村から
すぐそばにある制限区域、こういうも
のを一切廃止するやうな交渉をなさる
の御意思があるかどうか。これはないに
越したことはないと思つたので、それ
についていらつしやるのですから、そ
ういふことをこの際持ち出してごらん
になる気がありますか、それを伺つて
おきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 爆撃演習場の問題
につきましては、飛鳥田委員の御注意
によりまして、われわれも大いに努力
をいたしました。その結果、大体われ
われが必要する通りの処置を米軍がや
ることに、特に今飛鳥田委員の御
指摘になりました東海海上の空中演習
場は、向こうが解除して日本に返還し
てきたといふ報告を聞いておられます
それから原研の上空に一定範囲飛行禁
止区域を設定いたしました。米軍機も
その上は飛ばないように話し合ひもつ
きました。大体これで東海村原子力施
設の安全は確保されると思ひます。し
かし将来あの地帯全体を考へてみます
と、あそこが演習場であるよりは一般
の施設である方が望ましいと思ひます
ので、向こうの出方もよく見まして、

その面に向かつて努力はして参りたい
と思ひます。しかし当面の問題はこの
程度で大丈夫だろうと思ひます。

○飛鳥田委員 基地を返してもらうと
いふのは、やはり一つの時期があるわ
けです。行政協定が新しくなるとい
う政府の態度ですから、そういう時期に
明確に態度をお出しにならぬと、カー
ドの出しおくれといふ形になる危険が
非常に多いのではないかと私は思ひま
すので、この際、あそこを基地を返せ
といふ要求を、はっきり技術庁の方か
ら、外務省の方なり調達庁の方にお出
したことが正しいのではないかと、
か、こう私は考へるわけなんです。それ
に東海村に隣接する飛行禁止区域、米軍
が使つておる区域が解除になつたとい
うお話ですが、元来あれは解除になつ
ても同然のものだつたと私は思ひま
す。現に運輸省の航空局に行つて
伺つてみても、あの地区は、米軍の名
前では登録されておるけれども、実は
自衛隊が使つておるのではないかと、そ
ういふような説明を航空局の方々がな
さるくらいで、そうして米軍の方に聞
いてみると、いや、あれは日本軍が
使つておるのだ、名前はあれのところ
になつておるけれどもといふやうな話
であつて、これはほとんど実益のない
ものである。だから書面だけではずせば
いいので、こんなものははずれるのは
あたりまえです。しかし問題は、今御
心配はないとおっしゃつたのですが、
御存じのように標的を海上に移したの
と、もとの地上に一つ残したのと二つ
の目標があるわけなんです。この標的に地
面の上から地上を伝へてくる飛行機
は、御努力によつて、飛行の方向を変
えて参りました。しかし海上を飛んで

その面に向かつて努力はして参りたい
と思ひます。しかし当面の問題はこの
程度で大丈夫だろうと思ひます。

海上の標的に来るという形の場合には、東海村の比較的近所を通って、その目標にぶつかっていく。こういうことは、行ってごらんになってみればすぐわかるはずで、現にその事実をあの辺の漁民も、住んでいる住民もみんな目撃しているわけですから、その真上とは言いません。そういう点で、この爆撃場もないに越したことはないという段階ではなく、今出すべき政治的な時期であり、そしてそれは明確におっしゃるべき性質のもので、私は考えるわけです。従ってこういう要求を出していただけるかどうか。これはあの地域の人人にとってはかなり大きな問題ですから、はっきりお答えをいただきたい、こう思います。

なおつけ加えて申し上げれば、元来あれを解除せよという要求は、当然日本の政府の権利としてできるはずで、と申しますのは、あそこは対地爆撃訓練に使っている。全国でも三沢に一つ、水戸に一つ、南方に一つ、すなわち鳥島ですね。こういうふうな三つの対地爆撃訓練地域があるわけですから、あそこがなくなっても別に差しつかえはありませんし、また同時に対地爆撃訓練というものを一つ頭に浮かべていただきたいと思います。するとこれは日本を防衛するための——かりにアメリカが日本を防衛するといつても、防衛するための戦術であるかどうか、これは明らかであろう。すなわち日本に対する侵略あるいは攻撃というものがあつたならば、これは飛行機によるものであるか、あるいは潜水艦によるものであるか、あるいは自衛隊自身がすでにこの委員会でも確認をせられていることです。そういう

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和三十五年三月十一日

ところが何で対地爆撃というものが必要なのか。すなわち対地爆撃というところは、中国なり沿海州なり、そういうところにある仮想敵の基地の機能を不全にしてしまふための攻撃用のものだというところは、だれが考えたか。日本という戦略的な地位に当てはめて考えれば明らかです。こんなことをくどくど申し上げるのも恐縮ですが、これは日本防衛のために使われる訓練ではないのじゃないか、こういうことをはっきりとおっしゃって返還をお求めになれば、私はこれは可能であろう、こういうふうな考えのわけです。これから行政協定や安保の審議に入っていくわけですが、こういう問題を一つ一つ解決していただいて、各官庁の御努力で解決していかない限り、国民は納得しないのではないかと、こう私は考えるわけです。そういう意味で、ここでどういふことが、はつきりとして一応解除を申し入れていただけるかどうか、これを伺いたいと思います。

○中曾根國務大臣 返還の問題は、外務省あるいは防衛庁等とも相談をいたしまして、検討してみます。まだ正式に返還を申し出るかどうかは、ここで申し上げることはできない状態にあります。

○石山委員 中曾根長官、あなたなら私の言うことが理解できると思うのですが、こういうことですよ。先ほどあなた、科学技術のお金の問題について、私が取り過ぎると言ったら、いやこれでも少ないのだという御意見だった。私は今日の皆さんの皆さんがお考えになつておられることは、われわれの生活とか民度というものを考えた上の採算ベースに立つところの科学分野の開発

が、あなたたちの任務だと思つておられる。共産圏とかああいふいきり立つたところであれば、民度はどうであらうとも、科学の先端を行かなければいかぬという考え方方を採用されることはあると思うけれども、少なくともあなたの方の考えるところは、民度の上に立つた、だれが求めているかという声の上に立つた科学分野の開発でなければならぬと思うのです。それを怠つたような形になれば、いわゆる兵器を作っているのではないかと、兵器の準備をしているのではないかと、誤解も当然受けてくると思うのです。私はそれをあなたから十分確認していただいて、取つたお金を大衆に使つていただきたい。なぜかという、月へ行くといいのは、たくさんの方が要求していることではないのだ。ほんとうを言えば、月の裏側がどうであろうかと、さんというものは、だれもそんなにたくさん要求していない。それよりも、あまりこまかいことを言つてあなたに笑うかもしれないけれども、おれのうちの前の道路を早く舗装してくれ、これがほんとうの声だと思つて、そういうことをわれわれは考えてみたいと思つて、あなたの政治の考え方は、そういうところにいけば、私は自民党の中でもちゃんとした新しい分野を開拓した政治家としての立場があると思つて、そうでもないところに、あなたの方へ、ただ予算をたくさん取ればあれは腕のいい長官だ、こういう評価の仕方は私にも古いと思つておられる。そこを十分考えていただいてやっていただきたいというところが一つ。

中共ともっと密接な関係を持つような工夫を、この場合やはり外交だけにまかせないで、進めていくということが、科学技術庁としても必要でしょうし、それから皆さんの方で指導される、いわゆる学者間の個人的な交流もこの場合に大いに役立つものだというふうな考えますから、その二つの点だけ私は要望申し上げておきます。長官ちよつと御意見を……

○中曾根國務大臣 科学技術を国民の役立つものに育て上げようという御意見には全く同感でございますので、その趣旨に沿つて推進いたします。それから中共その他との間の科学技術の交流も、私は大事だと思つております。先ほど申し上げましたように、平和を目的とするにつつましては、人類共通の課題でありますから、思想や政治体制の差異にかかわらず、全人類の福祉のために協力していくべきものだと思います。そういう気持で進めて参りたいと思つておられます。

○福田委員 石橋政嗣君。単にお尋ねしておきたいと思つて、今度のこの科学技術庁設置法の一部改正を提出するにあたりまして、部内でもいろいろ議論がなされたようでございますが、私も私どももあまりつきりしなわけですが、最も科学的でなくちゃならぬお役所が、何か非科学的な機構いじりややつておられるのではないかと、そういう誤解を受けるおそれがある、そういうことからちよつとお尋ねしてみたいわけでございますが、昨年の通常国会にも、科学技術庁設置改正案が本委員会に出たわけでありまして、そのときにも、長官十分御承知の通り、企画調整

局と調査普及局を廃止して、現在の計画局と振興局を作つたわけでありまして、そのときの説明と今度のこの提案理由の説明とは、若干食い違つておられると思つておられるのです。簡単に申し上げますと、昨年の要旨は、結局基本的な政策等の計画事務に関する部分、こういうものと、それからいわゆる行政的実務に属するものと明確に分ける、企画と実施面とを分ける、そう簡単に言つていいかどうか知りませんが、そういうことでないとも混同して、ややともすれば実務的な面に努力が集中してしまつて、基本的政策の企画、立案というものが第二義的になるおそれがある、だからこうやるのだという御説明があつたわけですから、ところが今度の説明によると、実施事務まで計画局一本で処理するようにする必要がある、こうしている、これは一体どういふことなんだ。科学技術庁自身はどういふような機構をやつた方がいいのか、まだ自信を持っておられないのではないかと、このところをよよく説明していただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 たいだいま石橋委員の御指摘の通りの原理であります。昨年の改正は、企画的な基本政策をやる部分と、それから実務行政とを区分い

部分と、それから実務行政とを区分い

部分と、それから実務行政とを区分い

たしまして、当時の調査普及局とか、あるいは企画調整局というものの改正をやったわけでありまして。しかし宇宙科学の問題が出て参りまして、特に国際連合において、総会で決議をして世界的な歩調で進むことになりました。日本も急速にこれに対する国内体制を整備しなければなりません。そこで宇宙科学についてはまだ遺憾ながら日本の場合には萌芽期にある状態です。従いまして基本政策を確立する部門とそれから程度実務行政を盛った部門を一緒にした方が、この部門では能率的であるという考えをもちまして、この点は私の考え方でそのように決定いたしましたのであります。ほかの部門につきましては、この前の原則通り確保してございまして、宇宙科学だけはそういう特殊な事情がございまして、例外的にそのような措置を今回とつたのでございます。

○石橋(政)委員 そういふ説明では十分納得できないわけですが、今萌芽期にあるから一本にした方がいいのだ、そうすると、これがやや軌道に乗ってくれば、ほかの研究のように、企画の面と実施の面と分けることになるのだ、こういうことになるのですか。そうじゃないと思うのです。そうではなしに、今度は原子力局のように一つの独立した局を設けてやりたいのだ、こういう考え方なんでしょうか。

○中曾根國務大臣 将来大きくなれば、またその大きくなつたときの体制を考えなければなりません、当分の間はこの部面をある程度助長して発達させなくちゃならない、そういう考え方もありまして、企画の面と実務行政の部分を同じところでやらせるように

した、こういうことでございまして。原子力の場合、これが一本になって独立の体系でやっているわけでありまして。これはやはり日本のようにおくれたものを追いつくという意味で、特別の措置であらうという体制作了つたわけでございますから、宇宙科学の場合も、原子力ほどの大きな問題ではございませぬが、やはりある程度同じ場所ですべて処理させて、能率的にやらせる方がいいだろう、ただ予算の調整事務だけは、これは振興局において確保して、国全般の予算とにらみ合わせながら、そのバランスをとらせるようにしておるのであります。

○石橋(政)委員 あまり十分にわかりはしないのですけれども、私ここで機構いじりになるようなことだけはやめてもらいたい、十分に慎重な検討をされて、これが一番妥当だということのを、自信を持ってから一つ御提案になるようにしていただきたいというのとだけ申し上げておきたいと思つておきます。そこで、ちょっとお聞きしておきます。この宇宙科学技術振興のためにいろいろ計画をされておるようございまして、大体三十五年度の子算に要求された額が三億五千万円程度と聞いております。これが大体間違いのないところであるか。そのうち実際に予算化され、来年度実行されるようとしております事業のおもなものは、一体どういふものであるか、その内容、予算額等について御説明を聞いておきたいと思つておきます。

○中曾根國務大臣 正確な数字は忘れましたが、たしか二億三千五百万円程度になりました。それで、これは各省関係のものを合わせたものであります

が、一つは東大生産技術研究所のロケットの分でありまして、これが一億六千万円くらいだつたと思つて、それからもう一つは郵政省の電波研究所に三十メートルのパラボラ・アンテナを作る、これは国際宇宙通信が行なわれますときに、日本はそのアジア・センターになるという意図で、ことしから設計とか、あるいは土地の確保とか、そういうことをやっておるのであります。その部分と、それから科学技術庁におきまして気象関係のロケットを研究するために三千万円ほど取っております。大体これが主軸になりまして二億三千五百万円取つておると記憶しております。

○石橋(政)委員 「科学技術庁月報」といふのが出ています、これが、これによりまして、大体約三億五千万円を要求したというふうな書いてあるわけですが、これは間違いなんですか。

○中曾根國務大臣 確保したのは二億三千五百万円でありまして。
○石橋(政)委員 今三千万円といったのはこの宇宙科学技術開発調査費という部分ですか。
○中曾根國務大臣 そうです。
○石橋(政)委員 それから宇宙科学技術調査団派遣費というのは、内訳は一体どういふものですか。
○中曾根國務大臣 われわれの考え方は、総理府に宇宙開発審議会という審議会を作つて、正規の機関で日本の計画を樹立し、軌道を敷設する。それと同時に、ことしは基本調査を行なうというので、最高権威者を網羅して、たとえばアメリカやイギリスやフランスや、できたらソ連へも行って、もらつて、各国の状態をよく調査

してもらう、そういうふうにして、ことしは軌道を敷設するという努力をいたしたいと思つておるのであります。が、そのための外国旅費をたしか六百数十万円確保したものでございまして、その調査団の渡航費用等でございます。

○石橋(政)委員 時間がないうすから、いいです。
○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。飛鳥田一雄君。
○飛鳥田委員 法務省の設置法で拜見をいたしますと、長野市にある刑務所をあまり市中に近いところにあるので、これを他に移す、こういう御説明でなしに、かなり大都市のどまん中に刑務所のあるのはたたくさんあるのじゃないか。たとえば山形市がそうですし、それから静岡市がそうです。山形市も静岡市もむしろ中心地に存在をしておる。全国回つて歩いたわけではございませんが、おそらく至るところにこういう現象は存在をしておるのじゃないか。この際長野だけではない、そういう都市についても十分考えを考へていらつしやるのかどうか、これを伺いたいと思つておるのです。

○井野國務大臣 お説のように、刑務所が各都市のまん中にありまして、市は発展を阻害したり、あるいは都市計

画に支障を来たしておる面もございまして。そこで法務省は、全国五十数カ所の刑務所のうち、そういうものを調べて、まず第一期計画として十カ所を選んでわけでございます。ところがこれを毎年大蔵省から予算をもらつて一々やつておきますと、なかなか予算がもらえないので、長野刑務所がやつと四、五年ぶりでき上がったというようなわけでありまして、これはこのまま進んでいけば、二十数カ所の移転問題は百年河清の機会を待つときだと考えましたので、今年から国庫債務負担契約によつて、市といろいろ話し合いをつけまして、そうして市が五年のうちに土地を買収し、そうして刑務所を建ててくれれば、あとは市に払い下げて、それでとんとんでいくという計算が出るのですから、そういうところからまず始めて、ことしは名古屋と福岡をそういうことに契約をすることになりまして、これから先はそういう方法、並びにまたそういう方法で非常にむずかしいところがあれば、他のいろいろ方法も勘案して、ともかくも御承知のように早くこういう問題を片づけることに善処したいと思つております。

○飛鳥田委員 早く郊外に移していただくということはぜひお願いしたいと思つておるのですが、そこで、今私の上申し上げようと思つたことを大臣おっしゃつたわけですね。大体、元來刑務所をどこに置き、どこにこれを移転するかというところは、国の責任でなければならぬわけですね。ところが実際はお金が出ないということとで市と話し合つて、市にその用地を買収させ、あるいは場合によれば建物の相当な部分まで

市におつかぶせて、都心にある現在建っている土地があくから、この土地を市にやるからとんとんになるじやないかという形、今盛んにお勧めになってい。山形の刑務所でもそうだと、このことを私は聞いています。けれども、これは常道でしょうか。私は率直に申し上げて、少なくとも地方自治体はそこまで責任を負うべきものではないし、負ってほしくないものだと思います。結局中央の予算が出ないからとんとんになるという話ですが、実は市はとんとんより損をしてもいい、もらいたいということが希望です。なら、なるべくとんとんのような形にして市議会に諮って、市議会は通してもいいですが、実質的には損が相当あるわけですが、そういったしますと、中央官庁が当然まかなうべき予算を地方自治体におつかぶせて、そして地方自治体の住民はその結果、自分たちの福祉に使ってもらえるべきお金がそれだけ減ってしまうことになるわけですが、僕はそういう便宜主義はこの際厳密に廃止してほしい。早く市内から郊外に移されることをやっていたら、同時にそういう地方住民にいわ寄せがいくようなあり方を、何かもう一度御反省をいただく余地がないのか、こう思つて実はこの点をお聞きしたいので質問を始めたわけですが、だれでも結核の病院とか避病院とか、あるいは刑務所というのは、町中にあることを好まれませんから、町の人たちはとんとんで移れるという、計算上のとんとんの予算を出されれば市議会は賛成しますが、しかし実際はそうじやありません。山形市などは、あの辺は公園敷地になるはずですが、そうすると公園

敷地として市の所有になれば、これは価格としてはどうあろうとも、市民は財産的なプラスをしたとは言えないのじやないか。これを転売してマーケットにでもしたり、あるいは商店街にでもして、現実に市の予算が入ってくるなら別ですが、そうじやないはずです。そうなりますと問題がかなりあるだろう。ついでに申し上げますと、警察庁とかいろいろの庁舎をお建てになる場合でも、その土地の人々に協力を求めるという形、調停委員の方とか何とかの方が寄付を集めて歩いて、かなりたくさんなさいているわけですが、自分が縛られる検査庁を自分で金を出して建てるばかどこにあると私はよく言うのです。法務省などは比較的じみちな省でありながら、実はそのこのわざにもを言わせて、民間に依存する度合いがかなり強いように私は思います。こういうものは今後よしていただけるかどうか、こういうことをついでに伺つておきたいと思つています。

○井野國務大臣 国庫債務負担契約のやり方はよしとらどうかという御意見でございますが、決してわれわれの方としても市当局にこれを強制しているわけではないのです。市当局から非常な希望がありまして、そういう形でもぜひやりたいたから今年からそういうふうなことを工夫してくれないかというので、せっかく大蔵大臣とも話し合つてやつと認めさせたわけですが、もちろんそういう形ではできない市もあろうと思つています。市の財政上から申します、そういうところは別の方法でいづも予算を取つておるような方法でやつて参りますけれども、いづも予算を取つておるような方法でやつて参ります。

○飛鳥田委員 無理に押しつけておるわけじやないとおっしゃるが、だれでも自分のうちのどまん中にきたないものがあればどけたいという希望を持つのは当然で、無理に押しつけておることも、損をしてもやつて下さいということも、損をしてもやつて下さいと思つています。そういうのは当然だと思つています。そういうふうに便乗してはいけないというふうにしておられるわけですが、強制的に押しつけておられるわけです。そういう点、一つ大蔵省と嚴重に交渉をしていただけて、必要な経費はきちつと取つていただけて、民間におんぶをするようなことのないようにお願いをしたいと思つています。

○井野國務大臣 今ここに詳しい数字は持つておりませんが、相当オーバーしておられます。しかも犯罪の件数は必ずしも低下をしておるとは言えないわけです。そして大体犯罪の漸増している傾向というものは、長い経験から見ても参りますれば予測をすることが可能だろう。そうすると現在の刑務所では定員をオーバーしておつて、しかも一方に犯罪が漸増しておる。このギャップをどうお埋めになるのか。率直に言つて入る者はたまたまぬわけですよ。既決で行く人は別だが、未決で入つていく人たちが非常に苦しんでおる面をしばしば私たちは知ります。現在の定員オーバー、そして今後も漸増していく、この状況に合せてどのような根本的な対策を立てていらつしやるのか、これを伺いたいと思つています。

○井野國務大臣 なるほど現在定員オーバーのところも相当ございまして、犯罪の増加率はこの四、五年ほとんどふえておられません。横ばいでありまして、ただ少年犯罪が非常にふえて参りました。これは交通事犯とかそういった交通違反の犯罪が多い。そこで法務省としましては、少年院の収容人員を多からしむるために、そういう設備の改善を本年度の予算でも取りましたし、またその他犯罪の、今お話のように普通犯罪でも今まで定員がございとおるところがございまして、そういうところでは先ほど申した移転計画でございまして、あるは拡張計画で法務省としては立てておるわけでありまして、今後どんどんふえていくかという、今の見通しでは、幸い国家がこういうふうな状態ではございません、さうふえていく状態ではないと思つております。

○飛鳥田委員 どうも大臣、先へ先へとお話をいただくので非常に榮です。犯罪が一番ふえておるのは少年犯罪だし、しかもその内容は質的にも相当悪質化している傾向がやや見える。そういう点からいいますと、刑務所の根本的な計画ということの重点は、少年院の根本的な対策にならないかならぬことは当然でしょう。そこできょうすぐと申しても恐縮ですが、一つ少年院あるいは少年鑑別所等の将来への見通しを表にでもしていただけて、根本的な計画をお示しをいただきたいと思つています。これは後日でけつこうです。

そこで二番目の問題になります。法務局の管轄区域をこく小部分お改めになるわけですが、しかしこの法務局の管轄区域というものは、旧来の明治あるいは大正の時代にできた区域に合せているものが多く、その後新しい交通機関ができた、あるいはバスが引つたというように、実は現状に沿つていない点が相当あると私たちは考へておるわけですが、この際思い切つて、ただ釧路地方法務局の中から花咲郡を削るといふような部分的なものになし、法務局の管轄区域は根本的に現代の交通機関あるいは人間の流れ、あるいは経済的な結びつき、こういうものに合せて再編成を基本的になさる御意思があるかどうか。これは国民も非常に困つておられます。たとえば登記に行こう、あるいは供託に行こうと思つても、すぐそばにあるにもかかわらず、現実には山や野を越えて行つてやらなければならぬということになっておられます。そういうことで困つておられます。そういうこと、基本的な再編成を試みられる。もちろんこれから審議会をお作りになるなり何なりなすつてけつこうです。そういう対策をお考へになつていらつしやるかどうか、これを伺つておきたい。

○井野國務大臣 法務局、ことに登記所の問題は、法務省が持つております唯一のサービス機関なんです。ですから私も法務局の出張所の統廃合につきましては、できるだけ地方の事情をよく見て、地方民の気持ちに従って統廃合していく。今までは実は予算がござい

ませんで、人員が足りなかつたのに登記事務はほとんど倍加して参りました。従って無理でも統廃合しなければならぬ事情でありましたので、地方民の意思に沿わないで統廃合をして参りました。従って今お説のような管轄区域もそういったものに従って変えて参りましたけれども、今後は——地方民が希望すれば別でございませう。こういう登記所を廃止してくれ、あるいは合併してくれと希望すれば別でございませうが、そうでない限りは、本年度相当予算をいただきましたので、この予算でもってやつて参りますから、統廃合はやらない。ですから現在の区域が不合理であるという御希望が地方から出てくれば、これは変えますけれども、そうでない限りは変えていかない、こういう方針で進んで参りたいと思ひます。

○飛鳥田委員 要求があり次第ばつばつ変えていくという形よりも、明治、大正の時代と今では経済生活もすっかり変わつて、交通機関も変わつて、再検討なさる時期にきていますのじやないか、こう私は思ふのです。おできが

できるたびにばんそうこうを張つていくというような、こそくな態度をおとりになつていらつしやいますと、法務省の唯一のサービス機関というものがだんだん民衆から離れてしまふ。そう

してそこには、ついめんどろですか、事務を委任するもぐりのいわゆる登記屋とかなんとか屋とかいふものが、でき上がつていつてしまふ危険性があるのじやないかと思ひますので、ばつばつおやりにならずに、根本的に何かお考えになるように私はお勧めいたします。

その次の問題として、今定員の話が出ましたが、この問題ももつと定員増をして、登記所に行つたら半日かかるとか、どこどこへ行つたら一日かかつたというような話のないように、ぜひしていただきたいと思ひます。現実にごで働いている人々の労働負担は非常に大きなものがあるのじやないかと考えます。

そこで、今回の法案で、少年院の点について、「法務局及び地方法務局の管轄区域並びに少年院の位置の基準となつた行政区画の変更等一覧表」というのを拝見いたしますと、「北海道花咲郡歯舞村を廃し、その区域を根室市に編入する。上記の処分に伴ひ花咲郡に属する区域は消滅した(昭三四総理府告示第四六号)」こういうふうになつておりますが、この歯舞村を根室区に編入なさつたわけですか、法務局の管轄区域として。

○井野國務大臣 今問題になつております歯舞、色丹の歯舞ではないと思ひます。根室にある歯舞村ではないかと思ひます。そういうふうには聞いておりません。

○福田委員長 石山權作君。石山委員 看守さんたちの福利施設として官舎等の設備はありますか。

○井野國務大臣 ございませう。石山委員 私たち回つてみますと、それぞれの官舎がございませう、鉄道は鉄道なりに。一番貧弱に見えるので、これはやはり特殊な職務に従事して

いますから、世間から離れているわけでしょう。そして福利施設の官舎もよその省から比べれば大へん見劣りしている。おそらくこれは計敷を出していただければ、よそよりもつと数字が落ちていくというふうには私に思ふので、従事している作業が大へん特殊な作業である。福利施設もどうも隠れて見えないようでは、あまり思いやりのある措置ではないと思ふのです。私の申し上げたい点は、よその省の福利施設を見ていただいて、すぐ追いつくような措置を講ずる。むしろ追い越さなければいけないのではないかと。ああいう特殊な作業をなさつていらっしゃる方々ですから、その点を御要望申し上げておきたいと思ひます。

○井野國務大臣 御趣旨の通り十分注意して、これからもよくして参りたいと思ひます。

○福田委員長 他に御質疑はありますか。御質疑がなければこれにて本案についてこの質疑は終了いたしました。

○福田委員長 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 時間がだいぶ進んでおりますが、最初に、審議の都合上伺つておきたいことが一つあるのです。提案理由の説明の末尾に、「何とぞ本案につきまして慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを」ということが書いてある。慎重御審議をするということですが、今から審議が始まるわけですが、慎重御審議の上すみやかという、このほかの提案理由にはすみやかという感じがなく、慎重御審議をすればすみやかにならなくなるわけですか。この書きぶりがかつと気にかかりますので。

○内田(藤)政府委員 ございませう。慎重御審議の上すみやかというに存じますけれども、われわれの気持ちをそのまま表現しただけのことです。

○受田委員 政府の提案理由の中には、いろいろのまちまちにおしまひの方が書いてあるわけですか。すみやかにあつたりなかつたり、慎重御審議は大體あるようですが、そういうところを一つ統一していただくことをまずお願いいたします。

では、慎重に審議を始めます。今回の改正案の第一の問題点は、ギリシヤの公使館を大使館にすることがあるわけですが、公使館を大使館に昇格する場合はの基準というものはどこにあるわけですか。

○内田(藤)政府委員 ただいまの御質疑の問題は、前の臨時国会においてすでに済んだこととございませうけれども、それは別といたしましてお答え申し上げます。

公使館を大使館に昇格いたしますのは、一般的傾向といたしましては、今日もうほとんど公使館というのは大體廃止される傾向でございまして、ソ連とかアメリカなどのような大国はほとんど全部大使の交換をいたしてあります。それでむしろ従来はヨーロッパあたりの古くから外交関係を持つておりますが、公使館というものが残つておりますが、全体の傾向といたしましては、相手方の希望、それからほかの国と大使の交換をしたからというふうなことで、漸次日本に対しまして大使の交換を要求して参つておるといふのが現在の事情でございませう。實際問題として、大使と公使と権限などの問題について何も差異はございませうけれども、やはり儀禮的な場合に大使がまず並んで、そのあとに公使がくるというふうなことで、席次とか儀禮というごで公使の方が不利になるわけでございますので、できましたら漸次日本といたしまして大使にして参るのが至当ではないかというふうにご考えております。そのギリシヤの場合もやはり相手方がぜひ——ギリシヤは従来日本には大公使館を持つていなかったごでございませうが、初めて東京に大使館を置くということになりまして、それにつきましてはギリシヤにありますが日本の公使館を大使館にしてくれという向こう側の要望に沿ひまして、そういう措置をとつたわけでございます。

○受田委員 もう一つ、これはごまかい国に大使館——ネパールという国は、これは過去の問題ですが、ギリシヤを大使館に昇格された機会に申し上げておきますが、これは一体大使という格式のあるような国ですか。人口その他……

パールの場合は、インドにおられますが大使が兼任でおられるわけでありませぬ。実際の大使館はございませぬ。それでやはり相手国の面子など考えまして、向こうの希望で大使にしてあるわけでございますが、実館はございませぬという事を申し上げておきます。

○受田委員 大使館が置かれてはいる国であることは間違いないわけでございますが、だから実館がなくとも、大使を交換しておる国であることは間違いない。だから大使を置く値打ちがなくとも向こうが言うた場合には、実館を置かないで兼務させるという差等をつけておる、かように了解してよろしくございませぬか。

○内田(藤)政府委員 われわれといたしましては、差等をつけておるという考えはございませぬ。しかしパールに実館を置くほどの価値が現在のところあるとは考えていないわけでございます。従いまして、インドにおります大使が兼任の形でやっておるわけでございます。

○受田委員 えらいまた儀礼的なことをおやりになるのです。大使館を置くほどの価値はない、しかし大使は交換しなければならぬ、こういうような便宜主義で大使館がどんどんできるといふようなことが、特に外交上必要なのですか。大使館を置くほどの、実館を置くほどの価値がないところであれば置かなくていいのじゃないですか。

○内田(藤)政府委員 これはいろいろ考え方はあると思ひますけれども、やはり独立国といたしまして、相手方がそういうことを希望して参ります場合に、外交大使の兼轄というものは、外交上非常にひんぱんに行なわれておるこ

とでございまして、たとえ南米の国など、あるいはヨーロッパなども、ある国はそうでありませぬが、東京に一所置かましても、東亞諸国をその大使に兼轄させておるといふ例は少なくございませぬ。われわれといたしましては、パールが外交使節の交換を希望しておられますときに、実館を置く必要がないから、そういう兼務もいやだと

言つて断わる理由はないと私は思うのでございまして、パールなどにおきましても、実際上ふだんの外交上の業務としてさしたることはございませぬけれども、最近ではヒマラヤの登山隊などというふうなものが、今年はたしか三組くらい予定されておるのではないかと申ひますけれども、そういうふうなことでインドの大使館は、ある期間にはパールに出張駐在員を置きたいというふうなことを言つて参つておる

状況でもございまして、実館を置く必要がないから兼務をやる必要がないということには必ずしもならぬのではないかと申ひます。

○受田委員 大使というものと公使というものには実質的な差があるわけですか。最近はなくなつたのですか。

○内田(藤)政府委員 職務権限とか外交特権、そういうことについては差異はございませぬ。ただし先ほど申し上げましたように、外交儀礼的な面とか席次とかいうような点では差異はございませぬ。

その場合に大使がおりますれば、大使がまず先に並びまして、そのあとに公使がくるという順になります。

○受田委員 そう申しますと向こうが申し出ればみな大使にする、公使館の設置も申し出があれば公使の交換もする、こういうふうに向こうの申し出でやうていくわけですね。こちらからこれに對する規制を加えるとか、こちらの意思を何かの形で現わすとか、普通はそういうことをやらないのですか。

○内田(藤)政府委員 さようなことはございませぬ。相手の希望という一つの要素として尊重いたしますけれども、現に南米などは今公使館が三つ残つておりますが、これは相手国としては非常に大使の交換を希望してお

りますけれども、あまり一挙に大使館を置くのもどうかというので押えておる実情でございませぬ。

○受田委員 ネパールに大使を置くことになつておると、南米の三つの日本の移民の多い国を比較した場合に、どちらにウェイトを置かれるのですか。

○内田(藤)政府委員 それはわれわれは南米の方にウェイトがあると思つてお

ります。しかしただいま申しましたように南米の方には実際に公使館を置いてお

ります。ネパールの方は兼務でや

つておるわけでございます。

○受田委員 兼務でやつておる大使と実際に公使館の置いてあるところと比べて、今あなたは兼務であったも席次の上で大使の方が上位にあるのだ、そういうお話でありませぬが、大使館の設置を要望している国よりもはるかにウェイトの低い国にさえ大使を交換しているのか、そういうことも言ひ得ると思

ひますが、いかがですか。

○内田(藤)政府委員 確かに南米の諸国は、もう自分のところに来ておる外交使節はほとんど全部大使になつておるから、日本も大使にしてくれ、こういう言い方を参つておられます。

○受田委員 それは外務省としては、大使をあまりたくさんにするとう工合が悪いのでやつておらぬわけですね。

○内田(藤)政府委員 今残つてお

るのは三國でございまして、三國の中でえり分けするのはいかがかと思ひますし、そうかといつて三國をみな大使というの、実情から見ると少し行き過ぎのような気がいたします。まだ見送つておるわけでございます。しかしあまり遠くないうちにこれはやはり大使館にせざるを得ないのでないかと申ひます。

○受田委員 ネパールと比較したときには当然そういう結論が出るが、その三國とはどこどこですか。

○内田(藤)政府委員 パラグアイ、ボ

リビア、ウルグアイでございます。もう一つ、これはちよつと別でござい

ますが、エクアドルもできれば大使の交換を希望しておられます。

○受田委員 もう一つ、アイスランドのレイキャヴィックに領事館があるわけですね。これは官房長の御存じないようなところにあるわけですか。これはどういう意味で置いてあるのですか。

○内田(藤)政府委員 領事館とお

つ

つ

つ

つ

関がないのと比較するとよく思い当たることもあるわけですが、精神的にそこに公使館があるという気休めですね。そうなりますと、それは外交上の通念として、ただ単に形式的に公使の交換をしようというようなことがずつと認められてきておるわけですね。

○内田(藤)政府委員 その通りでございます。外交上の慣例といたしましては一つの国に公館を置きまして、その公館が二つないし三つの兼務をするということはきわめて普通に行なわれていくことでございます。

○受田委員 その場合、レイキャヴィツクに行く場合の旅費というものは別に出るわけですね。

○内田(藤)政府委員 そういふふうには公館が兼務しております場合には、それを勘案いたしまして配付旅費などを配付しております。

○受田委員 アイスランドに公使館がある。公使館を置くほどの国である。しかも兼務ではあるといながらも、領事とか総領事とか違った意味の外交官として非常に高い地位のものを置いてある国である。そこでまだほかに公使を置くべき有力な国があるのと比較してお尋ねしたい。今回総領事を置こうとするローデシアなどは通商貿易もやっというふうなような、あなたの方では相当積極的な取りきめをしておられるようですが、そういう国の方へむしろ公使館を置く方がいいじゃないですか。

○内田(藤)政府委員 今度置こうとしておりますローデシア・ニアサランドはまだ独立しておりません。従って大使館や公使館は置けないわけでございます。そういう関係で今度総領事館

を置きたいというふうな考えておるわけですね。これは独立をめどにしてやるわけですね。独立というのは見通しがついているわけですか。

○内田(藤)政府委員 このローデシアにつきましては、われわれの判断ではそう遠くないうちに独立国になるだろうと思っておりますけれども、現に国連の下部機関などにはすでに一単位として加盟しております。しかし独立国になることにつきましては、かなり具体的な日付などもアフリカではきまっていますところがほかにありますが、そこにつきましてはまだそこまできておられません。ただ一般的な考え方としては、そう遠くないうちに独立国になるのではないかとこのように考えております。

○受田委員 在外公館を作るのが思いつきでなされておるようななら、これも問題ですからね。非常に大きな見通しとか実績とかを十分検討しておやりにならないければならぬのですが、もう一人がどれくらいおり、どういふ取引をやっておる国ですか。

○内田(藤)政府委員 私承知しておる限り、アイスランドには日本人はおらんと思えます。貿易も、私今数字を覚えてませんが、ほとんど問題にならないだろうと思えます。

○受田委員 人もおらん、貿易も問題にならない、そこに公使館がある、このういふことは向こうが申し出たからやっただけですか。

○内田(藤)政府委員 公使館があるとおっしゃいますが、実はないということはかねがね申し上げたので、兼務で

やっておることでありまして、「(兼務でもあるのですよ)」と呼ぶ者あり)それは慣例上あるのでありまして、われわれはそれほどの価値があるとは思っておりませんが、兼務で公使館を置くことも、ともかく一國として国連などに入っている関係を考えれば、むしろ当然ではないかと考えております。

○受田委員 世界各國の独立後の国々は全部兼務で置いてありますか。

○内田(藤)政府委員 原則としてはその考えでありますが、現在まだリベリアとイエーメン、それから韓国もそうでありませんが、これにはまだ公館はございません。兼務の公館もございません。

○受田委員 アイスランドにさえ置くのですから、それらの国々とは当然兼務公使の交換はするわけですね。

○内田(藤)政府委員 たとえばイエーメン等については、近い将来さういふふうにしたしたいと考えております。

○受田委員 大公使館論争は以上そのくらいにしておきます。

次は今回の改正案の中身に入っていきますが、総領事館の方は一応ただいまの御説明で質問を取りやめることにします。その次の在勤俸の問題についてお尋ねをしたいと思います。御提出をいただいた資料でお尋ねをします。在勤俸の算出方式の中に、米国外交官で年俸五千ドルもらっている三等書記官のものが、フランスのペリに在勤した場合における給与年額は七千八百二十ドルとなっておる。その内訳は本俸五千ドル、住居手当二千四百ドル、勤務地手当四百二十ドルとなっており。これをみますと、アメリカの外交官は在勤俸というふうな俸給の性格のものでなくて、住居手当、勤

務地手当という、本俸以外には手当という名称が打つてあるのであります。これは原語はどうなっておるかはお聞きませんが、俸給の一部のような印象を受ける手当てではない。いかがでしょうか。

○内田(藤)政府委員 大体お説の通りでございます。アローアンスという字が使つてございます。

○受田委員 日本の場合の俸給に準ずる在勤俸という言葉の使い方について、もう一つ確認をしておかなければならぬのですが、アメリカでさえ手当とはっきり割り切っておるときに、外務省だけが俸という言葉を使つて、基本俸給に準ずるような俸給及び手当とはっきり日本の人事院は割り切つて區別しているわけでございますが、俸給と手当を區別しているときに、俸給の一部のような印象を与える在勤俸がつけられているのは、國際通念から見てもこれは問題があると思う。やはり在勤手当とはっきり割り切つて區別されるのが適当なんじゃないでしょうか。

○内田(藤)政府委員 この点はすでにこの委員会におきまして、受田委員の御質問に対してお答え申し上げたのであります。従来は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の第二条に、在勤職員が受ける俸給、手当がずつと並んでおりまして、その中に在勤俸、加俸というふうな字が使われているわけでございます。しかも在勤俸がどういふ形で与えられるかということになりますと、「在勤俸は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充當するため支給されるものとし、その額は、在外職員がその休面を維持し、且つ、そ

の職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう」云々、このういふふうな書いてございまして、われわれは手当であるか俸給であるか、その観念上の問題にさしてこだわらなつてもいいと思つておるわけでも、この書き方から見ましてもいわけゆる手当とはまた違つた、やはり基本俸給的な観念も含んだものとして、この法律は観念しておるので、それがこの第二条に手当という字を使いながら、在勤俸のときには在勤俸とこう書いておるので、法律の趣旨はさういふ意味ではないかというのが現在われわれの考え方でございます。

○受田委員 それは考え方が違つておると思うのです。その手当というものとこの俸給というものは、さうあいまいなものではないわけなんです。その法律の加俸、在勤俸の問題を今取り上げられておるわけですが、外務省だけがこれを用いているわけ、たまたまその当時外務省のどなたかが御立案になつたと思う。国家公務員関係で俸給以外のものを俸の字を使つて、俸給にまぎらわしく説明している給与制度は全然ありません。従つて、外務省だけが——当時給与制度というものについて國全体をまとめる機関がなかったために、一省で御立案されたものがそのまま通つてきたということが言えると思うのですが、一応われわれは人事院という国家公務員の機関がきめておる基準のつとめて各省がこれをお出しになった法案のあやまちはただされる。今あなたは、基本給、俸給の性格を含んでおるといふ解釈ですが、それはその御説明では出てこないわけですね。基本的に受ける俸給の方に

は入らないわけです。手当の方へ入る。これはこの任居手当とかあるいは勤務地手当とかいうものに相当するものであって、この算定方法の御説明を聞いてもこう書いてあるのです。これはあなたの方からお出しただいた中に「一般職の職員で五級の職務にある者が、アメリカ合衆国ワシントンに在勤して衣食住に専事かぬ最小限度の生活をする場合の生計費を見積り、月額約二三〇ドルを要するものと算定した。」とこう書いてあるのです。これはあなたの方が書いた資料でも、ワシントンに在勤する地域的な立場に立って衣食住に専事かぬ最小限度の生活をする場合の生計費と、こういうことがはつきりうたつてあるわけです。それで今最低の号俸を出されて、いわゆる外務書記試験に合格して向こうへ赴任した場合の最低を規定しておられるわけです。この書きぶりからいっても俸給の性格は出ないはずですがね。

○内田(藤)政府委員 在勤俸の問題につきましては、昭和二十七年に戦後初めて在外公館を設置するときに行きました法律でございますので、現在ではいろいろその額などについても調整を要するかと考えております。ただ各国のいろいろのこのごほを均等にやりますためには、調査なども十分いたさなければなりませんので、おくれれておりますけれども、おそらくそう遠くないうちにこの在勤俸の問題は根本的に考えられる時期も参ろうかと思っております。その際には先生の御意見なども十分参酌いたしまして、名前が適当でないならば変えるなり、適当に考えたらい、こういうふうにご考慮しております。

○受田委員 その次に「ワシントンに

おける在勤俸支給年額」で、これは外務書記ですが、この表の中で基準号俸の十号二千七百五十ドルというのは、アメリカの三等書記官に相当するものですか。日本の場合は五等級くらいに相当するの、六等級くらいに相当するの、どれに当たるのか、一つ御説明願いたい。

○内田(藤)政府委員 中級試験の合格の初めでございますから、三等書記官といったようなものよりは下でございませぬ。名前は副理事官と言っておるのではないかと思ひますが、いわゆる試験と申しまして、外交官試験でない、中級試験でございますから、その合格者の初任給というわけでございます。三等書記官というふうな、そんな上のものでございませぬ。

○受田委員 アメリカの三等書記官というのと、この号俸のどこに当たりませぬか。

○内田(藤)政府委員 三等書記官も幅がございませぬ、大体五号くらいのことをご考慮いただければ、そう間違っていないと思ひます。

○受田委員 官補というのの説明をしておられるのでありますが、三等書記官は五号ないし六号としてみましようか。そうしますと、在外手当をもらっている三等書記官が受けるその手当の額は、パリにおいては二千四百ドルと四百二十ドルで、合計二千八百二十ドル、これが本俸以外の手当になっておるのです。そうですね。

○内田(藤)政府委員 その通りでございます。

○受田委員 そろしますと、五千七百八十ドルを在勤俸をもらうことになって五号俸あたりは、日本では係長、

課長補佐、課長の段階に入るでしよう。そのあたりのもの、つまりアメリカの三等書記官が二千八百二十ドルしかパリで在勤手当をもらってない。日本の在外公館に勤務する職員は、在勤俸として五号に相当するものが五千七百八十ドルももらっている。ちょうど倍からもらっている。これは在勤俸の額がアメリカと比較しても非常に高いということが言えると思う。

○内田(藤)政府委員 それは在勤俸だけをおとりになりますから、そういう結論が出るわけでございます。けれども、本俸がアメリカの場合には五千ドルももらっておられるわけですから、月に約四百何十ドルという本俸と申しますか、基本給があるわけでございます。それで、それですから、パリに在勤したからといってそうたくさん出す必要はないということ、二百何十ドルで済んでいるわけでありませぬ、日本の場合、この三等書記官の者が月に二百何十ドルしかもらえないということでは、これではとても生計も営めないでございませぬ、外交官の体面というふうなこともどういってできないので、これはわれわれが日本でもらっております月給のことを同時に勘案していただきませんと、結論ははなはだ不当なものになるのではなからうかと思ひます。

○受田委員 そうお答えいたしたごうと思つて、私は御質問したわけですが、そこでこれから問題が起るのです。アメリカは本俸五千ドルももらっておられるわけです。日本でも外交官は本俸を国内でもらっておる。大公使としても八万円から九万円ももらっておられる。それぞれみんな俸給をもらっておる。

もらったものが海外でさらに手当をもらつておる。こういう二重構造になつておるわけですね。二重構造になつておる場合に、アメリカという国は、本俸が高いから海外手当を低くしておる。そういう意味合いのものでは、私はないと思ひます。やはりこれに書いてあるように、住宅手当とか勤務地手当とかいうものは、海外にいても食えというふうな意味で本俸を高くしているとは思ひませぬ。本俸というものは、外交官として基本的に受ける俸給なのです。従つて今のようなお説であるならば、たとえば日本の大使や公使が海外へ勤務しておられる場合に、御本人は飯も食わないしお小づかひも要らないから、その分だけみな貯金ができるのだ。家族は節約すれば、大使の八万円はほとんど六万円くらいは貯金できるわけですね。御本人は国内の生活費は全然要らないのですから。だから本俸というものは、それぞれその国で基本的に受ける俸給として計算すべきであり、在外で勤務する期間の在外手当というものは、別のワケで計算をする、これははつきり割り切つていかなければならぬ。アメリカは海外に勤務するものも、勤務する差額の分は本俸で食えという意味で、本俸が高いとか、そういう基準にはなつていないと思ひます。従つて在勤俸の算定基礎というものが、日本の場合には本俸を差し引いて計算した場合にはばかに高いものになつておる。この資料によると、ワシントンの場合に、下の上、中の下くらいだと基準を置いておられますけれども、この在外手当について、実はこういう説がある。外務省の方々は海外へ出られると、在勤手当を節約できるの

で、それで海外勤務を希望する。国内へ来ると本俸だけしかないから、外務省というお役所はなかなか財政的にも予算の上でもしほられておる役所だから、みんな海外へ出たがるという、そういう説が一般に流れておる、こういうことなのです。こういう意味で、在外手当という基準はこれはやはりいろいろな角度から検討されておきめにならないと、この基準に対して一つの疑点も起ると思ひます。またこれを非常によく節約すれば、貯蓄もできる。一財産を作つて海外からお帰りになる外交官も現われるというところも私は考えられるのです。従つて実際に要する経費は直接国が支払うような方式をとれるように、在外手当の支出の実態を明らかにされないと、それをばく然と認めたままでまかしておいたのでは、非常に不合理な金の使い方がされる危険があると思ひます。いかがでしょうか。

○内田(藤)政府委員 私は今受田委員のおっしゃいますような結論になることとおそれ、われわれは在勤俸というのが必ずしも手当てではないのではなからうかというのを、先ほどから申し上げたつもりでございます。外国の生活というのには非常に日本の生活と比べて金がかかるというところは、たとえば旅行者の場合でも、一日に二十ドルとか二十五ドルというものが認められるというふうなことを考えましても、外国に参りましたときには、日本の普通の俸給とは格段の形において給与がなければ、生活ができないという実情があるわけでございます。従ひましてアメリカのようにもとの俸給が高い場合に、それは外国に出たときの手当という觀念だけで成立すると思ひます。

れども、日本のような場合でござい
ますと、これにただアメリカと同じよう
なレートで二百ドルとか三百ドルが加
えられたというのでは、これは在外に
おいての外交官の生活はできないと思
うのであります。結局日本の場合にお
きまして、在勤俸以外にいわゆる本
俸と合わせたものが在外の俸給という
観念でございまして、本俸はそれはた
また日本に家族を残しておられるた
めに二重の生活で、本俸を日本に置い
てあるという場合もむろんあろうかと
思いますけれども、考え方をいたしまし
ては、いわゆる本俸も在外で使うべき
ものであるという考え方でございま
す。それを両方合わせまして、現在の
在外においての外交官の相場と申しま
すか、そういうものをとりますと、日
本の場合にまあ中ぐらい、中から少し
下くらいというのが現在の実状でござ
います。日本の在勤俸が特に諸外国と
比べて高いというふうにはわれわれと
しては考えておらぬわけでございま
す。

すから、在勤俸の十分の一程度しかサ
ラリーをもらっておらぬ。ワシントン
における大使の一万八千八百ドル、こ
れは少なくとも六百万円です。六百万
円の在勤俸をもらっておられるわけ
です。大使の俸給が八万円ないし九万円
としても、大体その年の俸の五倍くら
いを在勤俸でもらっておられるわけ
です。従って本俸の方は大して問題にな
らぬと思うのです。在勤俸をもら
う方々から見たら焼け石に水の程度の方
額なんです。だから私は問題になるの
は在勤俸だと思ふのですが、在勤俸の
基準がこれは節約する、下の下の生活
をやるといふぐらいにすれば、これは
うんと貯蓄ができるわけです。この下
と、下の下ぐらいをおやりになるとい
うことを基準にしておられるわけだ
が、これもやはりこういうように在勤
俸をやられたらどうですか。アメリカ
がはつきり割り切っているように、住
居手当というふうな形のものをはつき
りして、住居を外交官にはきちんと与
える、その住宅手当を国がはつきり出
す。そのほかの生活費をこういふ
にだんだんと局限されてくると、そこ
においてアメリカがやっているような
はつきりした勤務地手当というものが
幾ら残るといふ、お小づかいの分が出
てくる、こういうふうになると思ふの
ですが、諸外国の在勤俸、こういうも
のは一体どういふふうになつていま
か。外国の実情もお伺いしたいと思
つておたのですが、まだその資料が出
ていませんが、在勤俸の計算の方法が
残つてくると思ふのです。これが万全
の策かどうかをお伺いしたいと思います。

このやり方が万全とは必ずしも考え
ておりません。外国の例などいろいろ
調べておるのでありますが、国によりま
して、何と申しましてもその基本の給与
がずいぶん違いますのと、また在外に
おけるやり方につきましてもかなり固
よってまちまちでございまして。それ
から住居を必ず別の手当で出すとい
うようなことも一つの考え方で、われわ
れ将来場所によってはそういうことも
考えなければいかぬという感じは持
っておりますけれども、在勤俸を全部そ
ういふふうの中に身を割りましてやる
り方が妥当かどうか、もう少し研究さ
せていただきたいと思ふ次第であり
ます。

○内田(藤)政府委員 お説の通り交際
費というのは別に費目がございまして
です。それから特別の宴会のような費用は
そつちから出るわけでございまして、
やはりわれわれの日常の生活に類しま
した交際費、冠婚葬祭等につきまして
の交際費というものは個人としても要
るわけでございまして、ここに交際費
と出してございましては、その意味でござ
います。

○内田(藤)政府委員 在外公館のこと
につきましては、終局的には館長とい
うものがある程度信頼する以外に私は
やむを得ないと思ひますけれども、可
能な限りにおきましての査察、検査と
いうことはやっております。査察使と
いうのが大休年に——これは必ず毎年
一回というわけには参りませんが、年
一回くらいずつ出してございまして、
それからそのほか会計検査院もことし
からはたしか検査に出られるようで
ございまして、われわれといたしまし
て、それ以外に行政上の措置をいたしま
して、できる限りの監査はいたしてお
るつもりでございまして、冒頭に
申し上げましたように在外公館のこと
についてそれほど疑念を持たれるとい
たしますならば、われわれの不徳のい
たすところと申し上げるよりいたし方
ないわけでございまして。

○内田(藤)政府委員 おしほしほ、各国の俸給
額調をお出しただいてはいるのです
が、大学卒の試験採用の初任給は英國
は五万円、米國は十二万一千円、ちよ
うど日本の十倍であります。フランス
が四万五千円、西ドイツが六万三千円
となつておられるわけでありまして、こ
ういふふうで大学を卒業した者が、英國は
五万円、フランスは十二万で暮らされてお
られるのでありますから、その暮らし方からい
くばらば、アメリカを〇〇とした場合に、イギ
リスをその半分にしておられるという計算が
できるでしょう。またフランスはその
半分よりもさらに少なくていい、こ
ういふふうになるわけですけれども、ア
メリカ、フランスはいずれも地域差が

なくて、同じ一〇〇という単位になっておる。だからこういう問題も考えてみると、どうも大学を出た者が、安い国も高い国も同じような基準で在勤俸がきめられておって、地域差がほとんどないようになっておるというのには、一応外交官に対する体面を考えたわけでしょうか。もう一つそれにつけ加えてお答えを願いたいのは、このこまかい地域差というものが、どうもアメリカを一〇〇とした場合に、ブラジル九五アルゼンチン九〇とか、こういうふうな基準というものが、われわれには何か納得できない。何を算定基準にされたか。計算の基礎に不明確なところがあると思うのです。この国々がこんな違っているわけですが、物価指数、その他の問題もあると思うのですけれども、私はその国の俸給をもらっているものを比較してみるのが、生活の比較をするのに一番いいと思う。日本は低賃金でございますから、非常に窮屈な暮らしをしている。アメリカは日本の十倍も初任給をもらっているから、物価が多少高い点があつても、案にいつているというようなところがあつると思うのですが、一応俸給というものが基礎になると思うのに、その俸給をほとんど参考にされないで、この地域差ができておるのですが、この在勤俸の地域差はどういうことできめられているのか、その二つをお答え願いたいと思います。

○内田(藤)政府委員 先ほども申し上げましたように、現在の作られております法律は、今日から見ますと非常に古いものでございますし、われわれ自身非常にでこぼこが生じておるということをお認めいたしております。従いま

してわれわれといたしましては、そういった点を勘案いたしましたして、これの改正を行なわなければならぬと思つて、せっかく準備をいたしておるわけでございますが、全般をうまく勘案いたしますという事は、実際問題としてなかなかむずかしいことでございます。すので、この一、二年のうちにならぬと思つておりますけれども、現在のところ、ある特殊のところは何とか早く是正したいと思つておりますけれども、全般的には現在のところまだそれを調整する法律案を出す段階に至っていないわけでございます。

○受田委員 これで私の質問を終わりますが、外務省としては、われわれは外務省の公平な平和外交に対しては全幅の御協力をしているわけですし、外務省の事務当局としてまじめなやり方に対しては御協力をして差し上げますから、こういうこまかい事務的な問題などにもいろいろとお手数ではあるが、国民が納得するようなものを出していただいで、外務省という役所は案外高いところで下を見おろすような別格官幣社——今はそういう言葉はありませんが、そういうような印象を与えるようなことのないように、国民に解け込んだ外交の役所ということに奮励努力されんことを希望いたしました。質問を終ります。

○福田委員 ほかにも御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより三案を一括し

て討論に入るのでありますが、別に討論の申し出でもありませんので、直ちに採決いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて三案はいずれも可決されました。

なお、三案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次会は米たる十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

〔参照〕

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)に関する報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

昭和三十五年三月十六日印刷

昭和三十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局